

協議事項47

要注意地区（教室が不足するおそれのある学校区）について
要注意地区指定について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和7年1月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

要注意地区指定について

1. 制度の概要

- ・住宅開発などにより児童の急増による学校施設の不足を避けるため、事業者等に情報の発信を行い、協力を求め、子供たちにとってより良い学びの環境を整えることを目的として平成29年度より運用を始めた。
- ・小学校区を基準に、「受入困難地区」「要注意地区」として指定し、ホームページで情報の発信を行っている。

2. 地区の指定

(1) 「受入困難地区」

- ・神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例」第15条第4項に規定されている「学校施設が著しく不足するおそれのある地区」であり、開発事業区域の選定にあたり、市長は、開発事業者に必要な協力を求めることができるとしており、また開発事業者もこれに協力するよう努めることとなっている。

(協力依頼事例：開発・分譲の段階的な実施、戸数の見直しなど)

(2) 「要注意地区」

- ・「集合住宅の建設の手引き」等に規定されている「今後の住宅供給により受入困難地区になることが懸念される地区」であり、開発事業者には教室不足を避けるための必要な協力をお願いしている。

(お願い事例：購入者・入居者への十分な事前説明など)

- ・転入学を考えている保護者に対し、事前に学校の環境に関する情報として提供している。

3. 指定地区

(1) 受入困難地区

- ・現在、指定校区はない

(2) 要注意地区

- ・指定校区：19校区（※湊小のみ令和2年度から指定）

東灘区	本山第一小学校
灘区	高羽小学校、西郷小学校、西灘小学校、稗田小学校
中央区	宮本小学校、中央小学校、こうべ小学校、山の手小学校、湊小学校
兵庫区	神戸祇園小学校
北区	藤原台小学校
長田区	—
須磨区	北須磨小学校、妙法寺小学校
垂水区	高丸小学校、垂水小学校、霞ヶ丘小学校、舞多聞小学校
西区	出合小学校

4. 要注意地区の指定条件

- ・今後6年以内に、教室不足が見込まれ、何らかの対策を講じる必要があると予測される小学校校区
- ・今後6年以内に、教室不足を避けるための対策は必要ないが、児童数の増加により、学級数と保有教室数が同数になると予測され、かつ直近3ヵ年の実績で、2学級以上の増加が見られた小学校校区

5. 追加指定（1校区）

- ・東舞子小学校区：令和9年度(2027年度)に不足する（保有教室33）

状況：令和8年(2026年)9月入居開始（350戸）令和9年(2027年)3月入居開始（356戸）の住宅計画がある。

将来推計（R7以降は推計値による）

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
児童数	1,033	1,040	1,000	1,250	1,200	1,120	1,090
学級数	32	33	32	38	37	35	34

6. 指定解除（2校区）

- ・宮本小学校区：平成29年度(2017年度)より指定（11学級 297人）

令和2年度(2020年度)がピーク：12学級、314人

状況：令和3年度(2021年度)灘の浜小学校開校と校区調整、今後6年間に大きな住宅計画の予定なし、学級数は年々減少傾向

将来推計（R7以降は推計値による）

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
児童数	216	190	170	150	140	130	130
学級数	9	8	7	6	6	6	6

- ・出合小学校区：平成29年度(2017年度)より指定（16学級 499人）

令和元年度(2019年度)のピーク：18学級、529人

状況：今後6年間に大きな住宅計画の予定なし、学級数は年々減少傾向

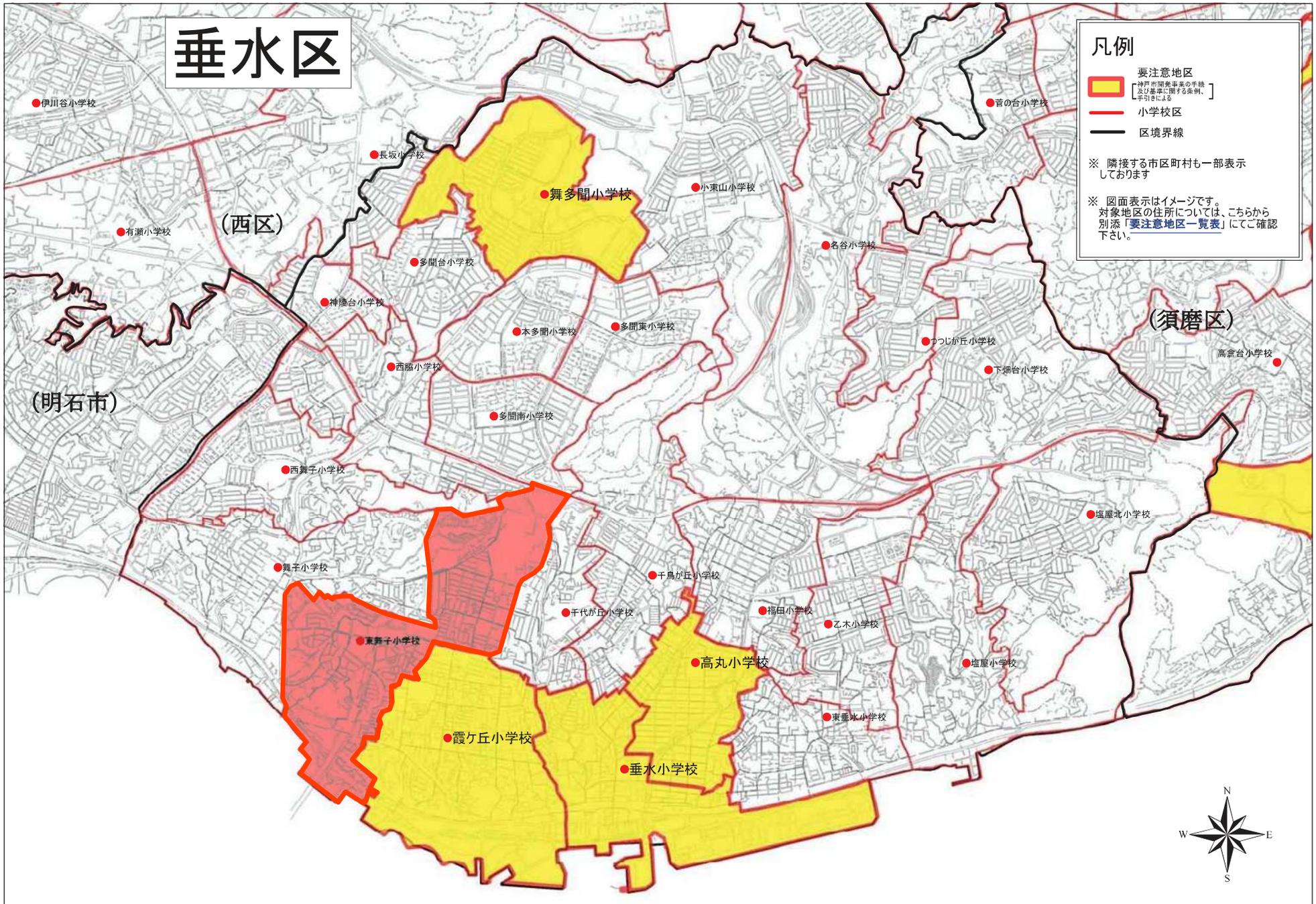
将来推計（R7以降は推計値による）

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
児童数	428	410	390	360	360	330	320
学級数	14	14	13	12	12	12	12

7. 適用開始

令和7年(2025年)4月1日より適用

垂水区

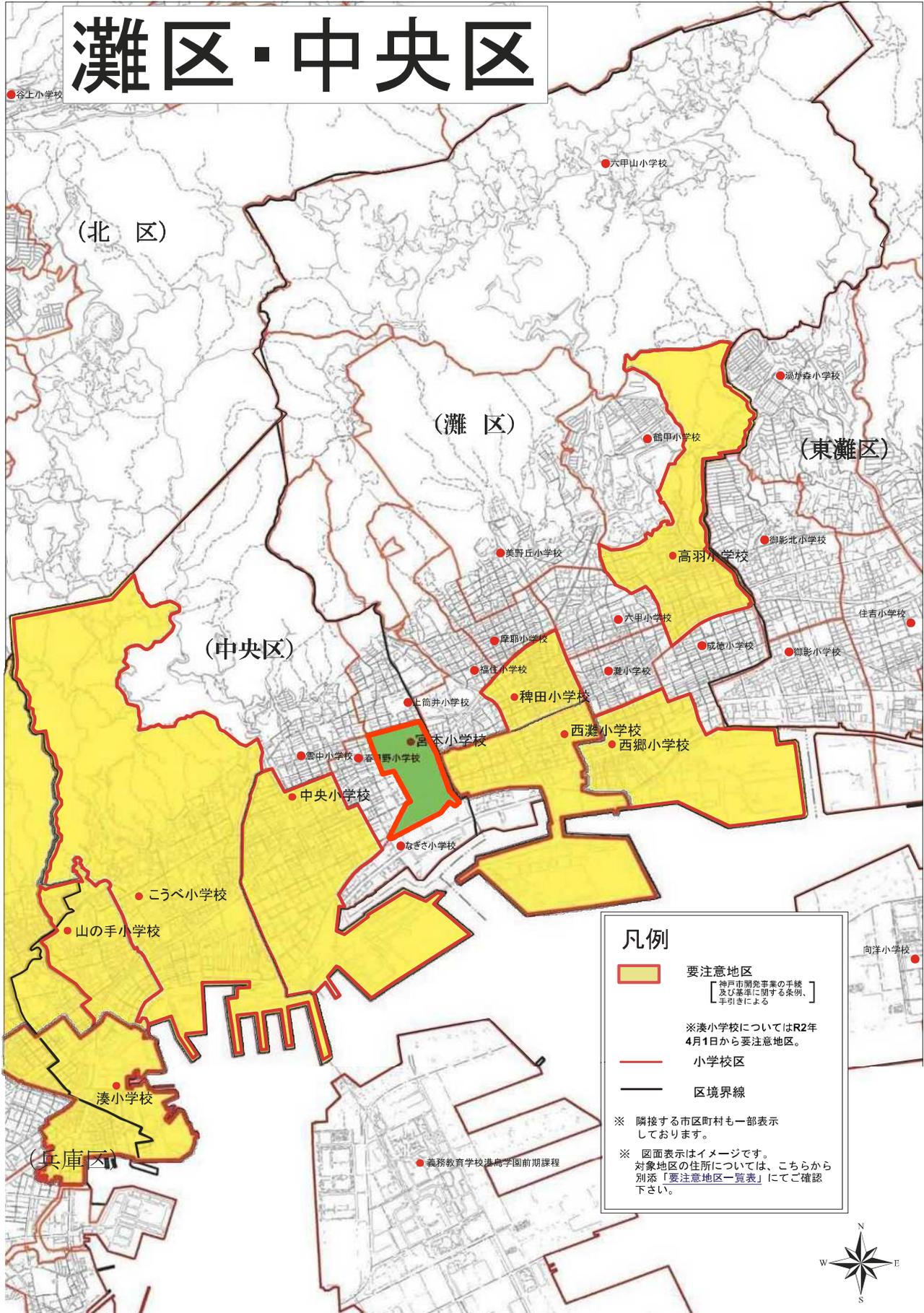


<垂水区>

・R7.4.1以降 追加予定要注意地区

学校名	対象の町通・丁・字・その他の境界			参考
東舞子 小学校	北舞子	1		星陵台中学校区
	星陵台			
	舞子陵		うち東部	
	歌敷山	3	うち7～11番	歌敷山中学校区
	東舞子町		うち3～12番	
	舞子台	1～7		
	舞子台	8	うち1～6・11～23番	

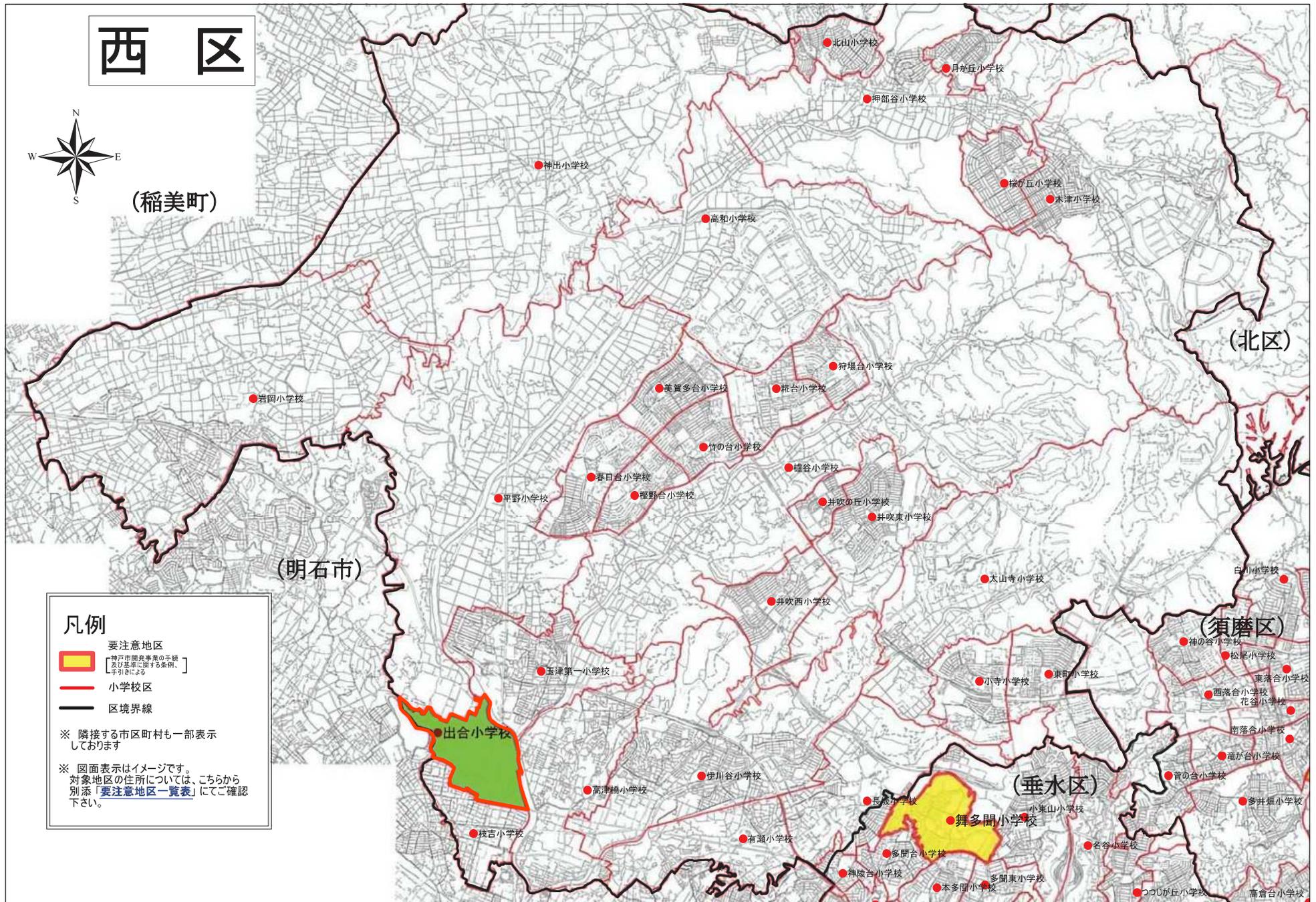
灘区・中央区



<中央区>

- ・R7. 4. 1以降 解消予定要注意地区

学校名	対象の町通・丁・字・その他の境界			参考
宮本 小学校	坂口通	1～5		筒井台中学校区
	大日通	1～5		
	宮本通	1～5		
	脇浜町	1	1～3番を除く	
	割塚通	1～5		



西区



(稲美町)

(明石市)

(北区)

(須磨区)

(垂水区)

凡例

- 要注意地区
[神戸市間接事業の手法
及び基準に関する条例]
に基づきによる
- 小学校区
- 区境界線

※ 隣接する市区町村も一部表示
しております

※ 図面表示はイメージです。
対象地区の住所については、こちらから
別添「**要注意地区一覧表**」にてご確認
下さい。

<西区>

・R7.4.1以降 解消予定要注意地区

学校名	対象の町通・丁・字・その他の境界			参考
出合 小学校	曙町			王塚台中学校区
	王塚台	4～7		
	玉津町		うち出合	
	中野	1～2		
	持子			